

ハンセン病元患者の生の声から

Q 患者作業はどうでしたか？

「患者作業はすごかったよ。ほぼ半強制みたいなものやったからな。園の中の事全部、看護婦さんの代わりもしよったくらい、ひどい時は病棟で注射打ちよった。自分たちも20年くらいはズーとそれこそ、炊事場の食缶洗いかから、ごみ集めから。自分が来た時には便所上げまでしよったんやから。それはね、病気が治るやいう問題じゃないのよ。」（匿名）

Q ご結婚されていたそうですね。

「お見合いのようなことまではしなくても、園内の人間なら顔をあわせているから、斡旋^{あつせん}をしてもらった結婚というべきだろう。結婚はできても子どもは生めなかった。園の方針、国の方針ということで抹殺^{まっさつ}された。生まれても療養^{りょうよう}所の中でそだてることもできないし、病気の親が面倒を見ると病気がうつると言われていた。」（男性）

Q 差別、偏見^{へんけん}をなくすためには？

「ハンセンももう先が見えてきた。おらんからな。だから若い子がこの病気の事も知ってほしいと思います。こうやって皆が苦労した歴史があるという事を。今まで、差別、偏見^{へんけん}されて、それこそ100年近い歴史があるでしょう。ハンセン病というのは差別、偏見^{へんけん}の典型的なもんやからな。こういう病気の人がおったということ、辛い歴史があったということ、悲しい歴史があったということを若い子に知って欲しいわな。」（女性）



香川県健康福祉部薬務感染症対策課発行の「島に生きて」より

親や兄弟姉妹と一緒に暮らすことができない。

実名を名乗ることができない。

結婚しても子どもを生むことが許されない。

一生療養^{りょうよう}所から出て暮らすことができない。

死んでも故郷^{こきょう}の墓^{はか}に埋葬^{まいそう}してもらえない。

皆さんと同じ人間なのに、こんなあたりまえのことができない人たちがいます。“ハンセン病”という病気の人たちです。あやまった国の政策などによって、長い間多くの偏見^{へんけん}と差別に苦しんできました。今まで間違えて伝えられてきた病気、そしてその実態が、ようやく正しく伝えられるようになりました。

わたしたちにできること『それは、ハンセン病について、正しい知識と理解を持つこと』これが差別や偏見^{へんけん}をなくす第一歩です。このリーフレットをきっかけに、一人でも多くの人たちにハンセン病のことを正しく知ってほしいと思います。

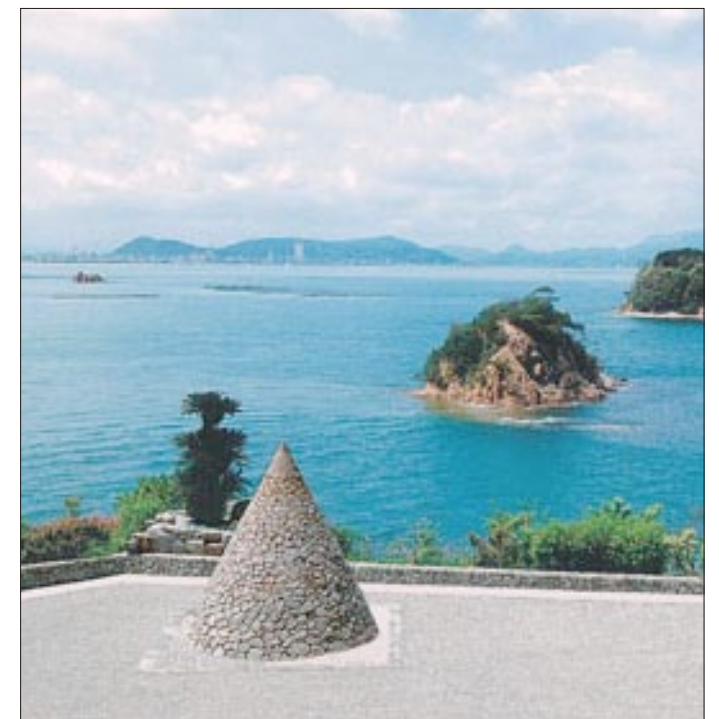
ハンセン病も、同和問題とおなじく人権にかかわる問題であり、過去の問題ではなく、今現在のわたしたちの心の問題です。

出典 厚生労働省「わたしたちにできること」



しあわせ

～ハンセン病患者、元患者の人権問題～



モニュメント「風の舞」大島青松園

2004年12月 発行

伊予市教育委員会

愛媛県人権教育協議会伊予市支部

ハンセン病ってどんな病気？

ハンセン病は、ノルウェーのハンセン医師が発見した「らい菌」という細菌による感染症で、かつては「らい病」と呼ばれました。体の末梢神経が麻痺したり、皮膚がただれたような状態になったりするのが特徴です。病気が進むと容姿や手足が変形することから、不治の病であるなど誤った認識がなされ、患者は差別の対象になりやすかったのです。治療は、一般医療機関で健康保険を適用して受診でき、一般的には外来通院で治ります。

- 遺伝病ではありません。
- 感染力の極めて弱い細菌による病気で、日常生活で感染する可能性はほとんどありません。
- すぐれた治療薬、化学療法により治ります。
- 早期に発見し、適切に治療すれば、確実に治ります。身体に障害が残ることはありません。
- 感染源になるものは、日本においてほとんどありません。身体の変形は、有効な治療薬が発見される以前に発病した後遺症によるものです。



出典 厚生労働省「わたしたちにできること」

歴史から学ぶハンセン病

ハンセン病は、適切な治療法が発見されていなかったり、原因や感染経路が分からなかったりしたこともあり「怖い病気」として考えられていました。古くは「日本書紀」や「今昔物語集」にもその記述があります。

日本では明治の終わりまで、ハンセン病が遺伝や不治の病であるとの迷信や偏見がもととなり、患者は世間からひっそりと隠れて暮らさなければならず、家族への迷惑を心配し、放浪の旅に出る人もたくさんいました。

1943（昭和18）年、アメリカで特効薬プロミンが開発され、不治の病ではなくなりました。しかし、ハンセン病に対する差別意識は根強く、日本では公立の療養所に強制的に隔離して治療したことも手伝って、その後も社会から疎外される状態が続きました。

1953（昭和28）年、患者たちの猛反対を押し切って成立した「らい予防法」は、患者の療養所への強制入所や従業の禁止を規定していました。それにより患者はもとより、その家族も結婚や就職をこばまれるなど、偏見や差別がいつそう助長されました。

1996（平成8）年、ようやく「らい予防法」は廃止されましたが、入所者の高齢化が進み、後遺症による重い身体障害がある人もいます。また、偏見や差別を恐れ、療養所の外で暮らすことに不安があり、安心して退所することができない人が今も多くいます。



▲ 隔離のために作られた壁（菊池恵楓園）

出典 厚生労働省「わたしたちにできること」

こんな差別がありました

熊本県のある宿泊施設で、ハンセン病の元患者が「他のお客様に不快感を与える可能性がある」という理由で宿泊を拒否されました。元患者の病気は完治しており、他の人にうつったり迷惑をかけたりすることはありません。正当な理由もなく一方的に宿泊を拒否したことは、人権侵害にあたります。

不当な差別に対する憤りが全国へ波紋を広げ、この宿泊施設は廃業することになりました。

国の謝罪と人権回復への対応

内閣総理大臣談話

2001(平成13)年 5月25日

「患者・元患者の方々の失われた時間も取り戻すことができるものではありませんが、政府としては、ハンセン病問題の解決に向けて全力を尽くす決意であることを、ここで改めて表明いたします。

同時にハンセン病問題を解決していくためには、政府の取組はもとより、国民一人ひとりがこの問題を真剣に受け止め、過去の歴史に目を向け、将来に向けて努力をしていくことが必要です。」

らい予防法が廃止された後、ハンセン病国家賠償訴訟が起こりました。この裁判で原告団は、国のハンセン病対策の歴史と責任を明らかにして、「ハンセン病問題の真相究明」「患者・回復者の原状回復」「同種問題の再発防止」を図りたいとしていました。そして熊本地裁は「強制隔離は違憲」という判決を出しました。判決は、これまでの国の対応がまちがっていたことを指摘するものでした。この判決後、控訴断念を求める世論が高まる中、「ハンセン病問題の早期かつ全面的解決に向けての内閣総理大臣談話」が出され、政府が控訴断念の方針を決定しました。